

## ロンドン事務所

【財務省による地域レベルの経済開発、地域開発に関する見直し作業の結果報告書が発表に】 英国

イングランド 8 地域（ロンドンを除く）<sup>1</sup>における経済開発、地域開発の見直し作業の結果報告書が 2007 年の 7 月 17 日に発表された。これは、2007 年秋発表予定の「2007 年包括的支出見直し（CSR）」<sup>2</sup>にその内容を反映させることを目的に、財務省が中心となって作業が行われてきたもので、コミュニティー・地方自治省及び貿易・産業省（現ビジネス・企業・規制改革省）との密接な協力のもと、統括責任者であるジョン・ヒーリー財務省金融担当大臣（当時）<sup>3</sup>の指揮下で進められた。その他の省からも幅広い協力を得、民間企業、地域審議会（Regional Assemblies）、地域開発公社（RDA）、地方自治体、その他の公的団体なども意見を呈示した。

報告書は、イングランドの地方分権推進における権限と責任の所在を再設定する計画の概略を明らかにした。この計画の目的は、全ての人々が経済成長の恩恵を享受できるようにするため、地方自治体の役割を強化していくことである。報告書は、地域の繁栄維持と都市の経済活動の再活性化、産業界とのより効率的な協働、企業と企業成長の効果的な支援を目指して、地方自治体の権限とインセンティブの強化を行うとした。これにより、イングランド全土で都市の経済再生（economic renaissance）が促進されることが期待されている。

報告書は、2010 年以降、自治体が、管轄区域を越えたより広い地域における優先事項の決定に対して、従来より遥かに大きな権限を付与されるのに併せ、地域審議会は段階的に廃止されるとしている。コミュニティー・地方自治省は、今年末までに、地域審議会廃止後の新たな取り決めについて協議することとしている。

8 地域毎に、雇用、経済成長、住宅、都市計画、環境について各分野にまたがる単一戦略が初めて策定されることになる（現在は、各分野で独自に膨大な数の戦略が策定されており、内容が重複していることもある）。各地域を代表して単一戦略を策定するのは地域開発公社になり、産業界、地方自治体、労働組合、教育界、環境団体、慈善団体などと広範な協議を行った上で作成していく。この戦略策定の第一段階として、地方自治体は、管轄地域の開発に向けたビジョンを示す提案書を作成することとなる。

---

<sup>1</sup> 政府地域事務所（Government Offices）の管轄エリアに対応する 8 地域。各地域に地域開発公社（RDA）がある。

<sup>2</sup> 毎年度の予算とは別に発表される予算の 3 ヶ年計画のこと。2007 年に秋発表される 2007 年版は 2008 年度から 2010 年度までをカバーする。

<sup>3</sup> 現地方自治担当大臣。

単一戦略の草案が完成したら、地方自治体のリーダーの承認を経て、一般に公開し、意見を募る。地方自治体はまた、地域開発公社の業務に対する監視面でより大きな役割を担うことになる<sup>4</sup>。

報告書の主要な提案は下記の通りである。

- ・ 「近隣地域再生資金 ( Neighbourhood Renewal Fund )」<sup>5</sup>を、貧困が最も著しい地域により集中させる。
- ・ 管轄地域の経済情勢と経済的課題を分析するという新たな責務を地方自治体に負わせる。これにより、地方自治体が、経済政策において明確なビジョンを持ち、リーダーシップを発揮する一助とする。
- ・ 都市圏に存在する複数の地方自治体が、「地域連携協定( Multi-Area Agreements、MAAs )」<sup>6</sup>を利用して、効果的かつ説明責任を有する形で協働すること、及びより恒久的な形で経済的責任を分担することを支援する。
- ・ 「地域資金割当 ( Regional Funding Allocations )」<sup>7</sup>を拡大することにより、交通、地域再生への投資を含め、地域向け予算配分について地域の発言権を強化する。
- ・ 地域開発公社の役割を地域の経済成長促進に集中させる。地方自治体による地域開発公社の監視機能を強化し、中央政府による地域開発公社の業務管理機能を簡素化、強化する。地域開発公社はまた、可能な場合は、地方自治体に資金を移譲することが期待される。
- ・ 中等学校内のシックス・フォーム、シックス・フォーム・カレッジ<sup>8</sup>及び継続教育カレッジ ( Further Education College )<sup>9</sup>の 14 ~ 19 歳向け課程に対する資金は、学習・職業技術協議会 ( LSCs ) からではなく、地方自治体の教育目的補助金から提供されるように変更する。
- ・ 政府による小規模企業向け支援スキームの数を 2010 年までに 100 以下に減らす。これにより、企業支援における地域開発公社の役割を拡大する。

政府は 1997 年以降、地域への意思決定権移譲を目的とした多くの措置を実行してお

---

<sup>4</sup> 尚、政府は現在、下院に各地域担当の特別委員会を設置し、地域開発公社の業務を監視させることを検討中である。

<sup>5</sup> 地域再生を目的とした政府の補助金。イングランドの 88 の自治体が対象。

<sup>6</sup> 主に経済成長促進を目的に複数の自治体が行政区画を越えて連携することを約する新協定。2006 年 10 月発表の地方自治体白書「コミュニティーの強化と繁栄のために ( Strong and Prosperous Communities )」で導入が提案された。

<sup>7</sup> 地域向け予算配分について地域からアドバイスを求める財務省の仕組み。

<sup>8</sup> シックス・フォームは大学進学希望者向けの 2 年のカリキュラム。中等学校に設置されたシックス・フォームのコースに通う場合と、シックス・フォームの専門学校であるシックス・フォーム・カレッジに通う場合がある。

<sup>9</sup> 義務教育修了者を対象とした教育機関の総称で、職業訓練学校、各種専門学校、地域のコミュニティ・カレッジなどを含む。大学 ( university ) は含まれない。

り、地方自治体と地域の政府機関は、経済成長促進と貧困削減という政府の目標を達成すべく権限を付与されてきている。しかし、まだ足りないというのが政府の考えである。政府は、イングランド内で最も経済状況の悪い6地域とその他の地域との格差を縮め、その6地域を国内平均レベルに押し上げることによって、英国経済に年間600億ポンド程度（約13兆8000億円）の利益をもたらすことができると説明している。

（参考）

[www.hm-treasury.gov.uk/newsroom\\_and\\_speeches/press/2007/press\\_79\\_07.cfm](http://www.hm-treasury.gov.uk/newsroom_and_speeches/press/2007/press_79_07.cfm)

### 【大量住宅供給を目指す政府の住宅政策緑書】 英国

コミュニティー・地方自治省は7月23日、イングランドの住宅政策に関する緑書「未来に向けた住宅づくり：より安価で、より持続可能な住宅建設に向けて（Homes for the future: more affordable, more sustainable）」を発表した。緑書は、「2020年までに300万戸の住宅を新規に建設する」というブラウン首相の目標<sup>10</sup>を達成するための大胆な政策方針転換の一環として、新たな投資や到達すべきターゲットなどを提案したものである。緑書の提案が実行されれば、経済格差、住宅格差解消の取り組みが加速し、コミュニティーとその住民に大きな利益がもたらされるものと期待されている。

緑書に含まれた提案の一つに、2010年度までに、適正な値段の住宅（affordable housing）を少なくとも年間7万戸建設するというものがある。このうち4万5,000戸は公営住宅であり（2004年度の2倍以上）、また今年秋に発表される「2007年包括的支出見直し（Comprehensive Spending Review、CSR）」<sup>11</sup>では、2008年度からの3年間、年間5万戸の公営住宅を建設するとの目標が盛り込まれる。CSRには、これら住宅の供給費用として、2008年度から2010年度からにかけて80億ポンド（約1兆8,400億円）を投資することも明記される。これは、現在のCSRの計画期間である2005～07年度に比べて30億ポンド（約6,900億円）多い額である。緑書はさらに、新規住宅建設に合わせた交通インフラ整備に向け、3億ポンド（約690億円）を投入することも提案している。

英国各地が今年、洪水による壊滅的な被害を受けたため、洪水被害のリスクが高い地域への住宅建築に対する批判に応えるべく、新築住宅を洪水から守るための新たなルールと、それらルールの遵守状況を厳しく監視することも提案した。住宅建設計画

---

<sup>10</sup> 7月12日、ブラウン首相が新政権による初めての立法プログラムを公表した際に明らかにされた。

<sup>11</sup> 毎年度の予算とは別に発表される予算3ヵ年計画。今秋発表される2007年版は2008年度から2010年度までをカバーする。

について環境庁（Environment Agency、EA）と協議することを地方自治体に義務付け、自治体が環境庁の助言にかかわらず計画を実行しようとする場合は、政府は自治体の決定に対する拒否権があると記している。

緑書に掲げられた提案は、より迅速に、より多くの住宅を建設すること、適正な価格の住宅をより多く建設すること、住宅設計に環境への配慮をより多く取り入れること という3つの原則に基づいたものである。これらの原則を踏まえた緑書のその他の主な提案は下記の通りである。

- ・ 地方自治体がコミュニティーで必要とされている住宅を建設するための新たなインセンティブとガイダンスを導入する。その一つが、「住宅・計画供給補助金（Housing and Planning Delivery Grant）」の新設であり、これは、自らが直面している課題を理解し、少なくとも開発に5年間を要する土地を有する地方自治体に交付される。
- ・ 地方自治体とそのパートナーとともに、「新地方公営住宅供給公社（New Local Housing Companies、LHCs）」を設立する。この公社の設立によって、ロンドンからリーズ市までのエリアに約3万5,000戸の住宅を新たに建設できると見積っており、その少なくとも半分は適正な価格の住宅となる。地方自治体は土地を提供し、土地の価格上昇による利益は、新地方公営住宅供給公社と分担する。「イングリッシュ・パートナーシップス」<sup>12</sup>が財政的、技術的支援を引き受け、土地開発業者が資金と技術を提供する。
- ・ 民間の土地開発業者による「ランドバンキング（landbanking）」<sup>13</sup>防止を狙いとした新たな措置を導入する。政府は、建築許可ルールを厳格化し、建築許可取得から3年以内に基礎工事の大半を完了させることを開発業者に義務付けるべきかどうかの検討を行う。また、土地所有者が誰であるかが継続的に開示されるよう、会計ルールを厳格化すべきかについても検討する。
- ・ 住宅供給数の増加を希望する地方自治体に財政支援を行う政府のプログラム「新成長地域（New Growth Points）」をイングランド北部にも拡大する。
- ・ 「地域空間戦略（Regional Spatial Strategy、RSS）」について小規模な見直し作業を行い、全国的に、地域、地方ごとの住宅供給数目標を引き上げる。
- ・ 金銭的価値に見合う（value for money）と認められる場合は、地方自治体がより柔軟に公営住宅を建設することができるようにする。地方自治体による新たな公営住宅の建設を規制する規則を修正し、自治体が建設した公営住宅の家賃全額及び公営住宅の借家人への売却で得られた売却金の全額を留保することを自治体に許可する。なお現在は、売却金の一部は中央政府でプールされ、住宅公社（Housing

---

<sup>12</sup> 地域再生業務を担う政府の外郭公共団体（Non-Departmental Public Body）。

<sup>13</sup> 将来的に需要の見込める土地を開発前に購入し、土地の値上がりを待って売却する不動産投資の手法。

Corporation) が新たな公営住宅の建設に活用している。

- ・ 業績の良い地方自治体に、政府の住宅補助金を受給できる機会をより多く与え、住宅供給を増やす。
- ・ 「コミュニティー土地トラスト (Community Land Trust)」を新たに 14 ヶ所に設置し、適正価格の住宅供給数を増やす。コミュニティー土地トラストは、独立の非営利トラストで、地域の事情に合わせて様々な形態をとることができるものである。
- ・ 地方における適正な価格の住宅供給数を増やす。供給数の達成目標は、初めての住宅購入支援を目的とした地方自治体向けガイドラインとともに、今年後半に明らかにされる。
- ・ 家の価値の 17.5%分に相当する金額を政府が家の購入希望者に貸し出す新たな低金利のローンを創設し、住民にとって初めての住宅購入を支援する。

緑書はまた、イングランドの地方自治体及び土地開発業者に対し、少なくとも 5 つの「エコ・タウン」創設申請を提出するよう呼びかけている。「エコ・タウン」とは、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量がゼロとなるように設計された街で、政府は今回の緑書と同時に、エコ・タウン創設計画とエコ・タウンの基準などを概略した目論見書を発表した。緑書は、2016 年までに、一つのエコ・タウンにつき 5,000~2 万戸の住宅を建設する計画を示している。政府はまた、設計コンペティションの開催によって、エコ・タウンの建築面での水準を高める狙いである。

緑書はさらに、「2016 年までに全ての新築住宅の CO<sub>2</sub> 排出量をゼロとする」との目標を改めて繰り返した。中間目標として、「2010 年までに、全新築住宅の CO<sub>2</sub> 排出量を 2006 年規定比で 25% 減、2013 年までに同 44% 減とする」ことを目指している。

(参考)

[www.communities.gov.uk/index.asp?id=1002882&PressNoticeID=2466](http://www.communities.gov.uk/index.asp?id=1002882&PressNoticeID=2466)

## 【9 自治体にユニタリー化の許可下りる】 英国

コミュニティー・地方自治省は 2006 年 10 月、地方自治白書「コミュニティーの強化と繁栄のために (Strong and prosperous communities)」の中で、イングランドの二層制地域内で、一層制の自治体であるユニタリー (unitary) への自発的再編を望む自治体は、その旨を申請するよう呼びかけた。これに呼応して、26 の自治体がユニタリー化を申請し、同省は 2007 年 3 月末、最終候補に残った 16 の自治体名を発表した。同省は 2007 年 6 月、財政ルール<sup>14</sup>が許容するよりも多くの申請がユニタリー化の基準を満たしてしまった場合に備え、これら 16 の自治体による申請に優先順位をつけることについて専門家の意見を求めた。詳細な検討が行われた後、政府は、申請の優先順

---

<sup>14</sup> 自治体再編準備金の利用に関する規則。

位付けは必要ないとの結論に至った。こうした過程を経て、ジョン・ヒーリー地方自治担当大臣は7月25日、ユニタリー化を許可された9つの自治体の名前を明らかにした。全ての新たなユニタリー自治体は、2009年にはその機能を開始できる計画となっている。

今回のユニタリー化の決定により、この地域の自治体数は、46から11に減少することになる<sup>15</sup>。9の自治体は、ユニタリー化によって年間で総額1億5,000万ポンド(約345億円)以上の経費節減が可能となり、公共サービス改善とカウンスル・タックス引き下げを実現できるものと考えている。

最終候補となった16の自治体による申請について、政府は、3月末から6月22日まで、当該地域の公共団体や関係組織などとの間で意見集約作業を行った。今回ユニタリー化が決まった9自治体の申請に関しては、ユニタリー化が費用面で相応であるか ユニタリー化がリーダーシップの強化に繋がるか ユニタリー化が地域の公共サービス改善に繋がるか ユニタリー化がコミュニティの権限を強化するか ユニタリー化計画が地域の幅広い支持を得ているか、という5つの条件に照らし合わせて厳しい審査にかけられた。

詳細な審査に基づき、政府は、今回選ばれた9自治体で、ベッドフォード自治市、チェスター市、エクセター市、イプスウィッチ自治市の4市に対し、更なる作業を行い、特に費用面でユニタリー化が実行可能であることを明確に示す追加情報を提出するよう求めている。9自治体とも、現在国会で審議中の「地方自治、保健サービスへの住民関与法案 (Local Government and Public Involvement in Health Bill)」の法制化を待ち、ユニタリー化が可能となる。

現在の行政区画のままでユニタリー化を目指したノリッジ市の申請は、ユニタリー化の厳しい基準を満たさず、今回は選に漏れたが、政府は、同市がユニタリー化を実現させるだけの十分な理由があると判断している。このため政府は、「イングランド境界委員会 (Boundary Committee for England)」<sup>16</sup>に対し、前述の法案が法制化され、同委に新たな権限が与えられた後に、「行政区画を変更してノリッジ市をユニタリー化した場合、公共サービスの改善基準を満たすかどうか」について助言を求めることを決定した。

9自治体のユニタリー化を円滑に行うようにするため、コミュニティ・地方自治

---

<sup>15</sup> チェスター市は2つのユニタリーとなる。さらに、文末で述べるように、ベッドフォードシャー県では、ベッドフォードシャー自治市がユニタリー化するほか、さらにもう一つユニタリーが創設される見込みである。

<sup>16</sup> イングランドの地方自治の構造および行政区画の見直しなどを行う「選挙委員会 (Electoral Commission)」付属の法定委員会。

省は、地方自治体協議会（LGA）、公共部門の労働組合、地方自治体、その他職業団体の代表者などで構成される専門家グループを結成した。同グループへの付託事項は、財務や人員配置、また自治体の機能や資産、責任の継続に関するものなどを含めた、ユニタリー化に向けて実際に行うべき準備について検討することである。検討にあたっては、下記の項目を考慮することが求められている。

- ・ 自治体の業務への混乱を最小限に留める必要性
- ・ 可能な場合は常に地域の事情を反映させる必要性
- ・ 公共サービス改革を継続させる必要性
- ・ 納税者に対して金銭的価値に見合うこと（Value for Money）を保障する必要性
- ・ 自治体職員、公共サービス受給者、その他のパートナー及び利害関係者に対するユニタリー化の影響

ユニタリー化が許可された9つの自治体は下記の通りである。

自治体名	申請案で示されたユニタリーの構造
ベッドフォード自治市	ベッドフォード自治市をユニタリー化
チェスター市	チェシャー県を二つのユニタリーに分割
コーンウォール県	コーンウォール県をユニタリー化
ダーラム県	ダーラム県をユニタリー化
エクセター市	エクセター市をユニタリー化
イプスウィッチ自治市	イプスウィッチ自治市をユニタリー化
ノーサンバーランド県	ノーサンバーランド県をユニタリー化
シュロップシャー県	シュロップシャー県をユニタリー化
ウィルトシャー県	ウィルトシャー県をユニタリー化

最終候補に残ったものの、ユニタリー化が認められなかった自治体は下記の通りである。

自治体名	申請案で示されたユニタリーの構造
ベッドフォードシャー県	ベッドフォードシャー県をユニタリー化
チェシャー県	チェシャー県をユニタリー化
カンブリア県	カンブリア県をユニタリー化
ノーサンバーランド県の全市	ノーサンバーランド県を二つのユニタリーに分割
ノースヨークシャー県	ノースヨークシャー県をユニタリー化
サマセット県	サマセット県をユニタリー化

なお、政府は、ベッドフォード自治市を除くベッドフォードシャー県の残りの地域もユニタリー化したい考えである。同自治市のユニタリー化実現後、政府は、同県の残りの地域の地方自治体に対し、前述の5つの条件を満たすユニタリー化案を提案するよう促す見込みである。

(参考)

[www.communities.gov.uk/index.asp?id=1002882&PressNoticeID=2470](http://www.communities.gov.uk/index.asp?id=1002882&PressNoticeID=2470)

【マンチェスターでも混雑税導入へ】 英国

イングランド北部グレーター・マンチェスター<sup>17</sup>で、首都ロンドンに続き、交通渋滞解消を狙った道路課金制度 (congestion charge) が導入される可能性が出ている。

グレーター・マンチェスターに属していた10自治体の代表組織である「グレーター・マンチェスター地方自治体協会 (AGMA)」は7月27日、公共交通システム改善を目的とする地方自治体向け政府補助金「交通革新ファンド (Transport Innovation Fund、TIF)」を申請について採決を行い、8自治体が賛成票を投じて申請の提出が可決された。AGMAの案は、12億ポンド (約2,760億円) を補助金として受給し、さらに18億ポンド (約4,140億円) を政府から借り入れ、これを道路課金制度の料金収入により30年間で返済するというものである。補助金及び借入金は、路面電車「メトロリンク」の路線拡張と、バス及び鉄道サービスの改善に投資したい意向である。反対票を投じたのはトラフォード市とストックポート市であった。

AGMAが計画している道路課金制度は、課金ゾーンが2つに分かれる。一つは高速道路M60を境界とする環状のエリアで、もう一つはその内部に位置するマンチェスター市中心部である。M60内に入るのに2ポンド (約460円)、更に市中心部へ入るのに1ポンド (約230円) を徴収する。加えて、両エリアとも、エリア外に出る車両から1ポンドを徴収することが計画されている。課金時間は交通量の多い朝と夕方のみ。車のフロントガラスに取り付けた電子タグに前払いで支払った金額が記録され、車両が課金ゾーンに出入りする際、タグの情報が読み取り機によって読み取られ、自動的に料金が差し引かれる。

今回の採決に先立ちストックポート市で行われた調査では、住民の67%、企業の78%が道路課金制度導入に反対の意向を示していた。同市のリーダーであるデーブ・

---

<sup>17</sup> 「グレーター・マンチェスター」は1974～1986年、「大都市圏カウンティ (Metropolitan County)」と呼ばれる広域自治体の一つとして存在していた。大都市圏カウンティは1986年に廃止された。しかし、同地域におかれている警察、消防、交通組織は、当時の「グレーター・マンチェスター」に属していた10自治体により構成されている。

ゴッダード氏は、採決の結果を受け、「（今日は）民主主義にとって悲しい日である」「AGMA はメンバー自治体の総意に基づいて機能しているはずだが、今日は多数決によって決定が下されてしまった」とコメントした。

一方で、「グレーター・マンチェスター旅客輸送委員会（Greater Manchester Passenger Transport Authority）」の会長であり、サルフォード市の市議会議員でもあるロジャー・ジョーンズ氏は、「我々の補助金申請では、道路課金制度はいかなるものであれ、それによって影響を受ける人々が、車に代わる信頼性の高い公共交通システムを使えるようになるまで導入されないということが明確に示されている」と述べている。さらに、「我々のもとには、グレーター・マンチェスターの企業および住民から、道路課金制度に関して非常に多くの意見が寄せられている。我々は今後これらの意見を、詳細な包括的戦略の策定に利用するつもりである」とも述べている。

AGMA による「交通改革ファンド」交付申請は7月31日に提出された。

（参考）

<http://news.bbc.co.uk/1/hi/england/manchester/6918585.stm>

【地域経済活性化スキーム「LABGI」のビジネス・レイトの配分に対する異議が認められる】 英国

英国政府による地域経済活性化スキーム「地方自治体ビジネス成長インセンティブ（LABGI）」は、2002年予算案で初めてその構想が明らかにされ、2005年4月に導入された。その内容は、地域経済の成長度合を、非居住者用資産（事業用資産）に対する国税である「ビジネス・レイト（business rate）」の課税評価額の増減によって判断し、増加が見られた地方自治体に対して、ビジネス・レイトによる増収の一部を、用途を限定しない財源として自治体に交付するというものである。通常、ビジネス・レイトは、政府から各自治体の成人人口に応じて配分されるが、LABGIはそれとは別に、全く新規の財源として各地方自治体に交付されるものである。地方自治体に対し、地域の経済成長への投資を促す直接的なインセンティブを与えることを狙いとしており、自治体への交付金は3年間で最高10億ポンド（約2,300億円）に上る見込みである<sup>18</sup>。

高等法院は7月31日、イングランド南部スラウ市と同中部コービー市が、2005年度（スキーム1年目）におけるLABGIの配分に関する政府の決定を不服として司法審査（judicial review）<sup>19</sup>を求めた件で、両市の主張を支持する判決を下した。2市は、「顕著な経済成長が見られたにも拘わらず、LABGI交付金が支給されなかった」とし

<sup>18</sup> LABGI は3年間だけのスキーム。

<sup>19</sup> 公的機関による決定の合法性を裁判所が審査、判断する司法手続き。

て、政府の決定に異議を唱えていた。この影響で、2006年分のLABGIは、受給資格のある全ての地方自治体について、司法審査の結果が出るまで交付金の3割の支給を保留する事態となっていた。

コミュニティー・地方自治省は、高等法院の判断に対し、下記のようにコメントしている。

「今回の高等法院の判断は残念だが、この決定は、いかなる形であれ、LABGIの成功に影響を与えるものではない。地方自治体は、地域経済活性化のための有効なインセンティブとしてLABGIを歓迎している」「今回の決定は、LABGIの配分方法に関連したものである。我々は、この決定が意味するところについて、地方自治体が不明確に感じる点があれば、直ちにそれを是正する構えである。我々はまた、この決定の結果、いかなる地方自治体も、過去のLABGI受給額が減額されることのないよう対応していくつもりである」「ゆえに我々は、2005年度、2006年度のLABGIについて、業務拡張によるビジネス・レイトの課税評価額増を反映させ、その権利のある地方自治体に対して追加交付金の支払いを行う。この原則は、2007年度のLABGI交付金支払いにも適用される」「我々は現在、LABGIの後継スキームの策定に取り組んでいる。その狙いは、地域経済活性化という目的をより明確化し、地方自治体により大きなインセンティブを与えることである。我々は間もなく、後継スキームの案について意見集約作業を行う予定である」

また、地方自治体協議会（LGA）の副会長でブラッドフォード市議会議員でもあるマーガレット・イトン氏は次のように述べている。

「コービー市とスラウ市が司法審査を求めたという事実は、現在のLABGIの仕組みが非常に複雑で理解困難であることを示している。LABGIは、複雑な行政システムが生んだ悪夢である」「LABGIの後継スキームは、よりシンプルで、より透明度が高く、より先が見え易いものでなければならないというのが、地方自治体の間での共通認識である。また政府は、既に地方自治体へ支払われた2006年度のLABGI交付金が回収されることはない旨を自治体に対して保証しなければならない。支払い保留となっている交付金については、できるだけ早く自治体へ支払うべきである」「LGAは、政府が高等法院の判決について熟考し、これを考慮に入れた上でLABGIの後継スキームを提案することを望む」

政府は、LABGIの後継スキーム策定に向けた意見集約作業に尽力する構えである。後継スキームは2008年4月に導入される見込みである。

(参考)

[www.lga.gov.uk/newdesign/PressRelease.asp?lsection=344&printfriendly=true&id=SX3D24-A7846A16&ccat=344](http://www.lga.gov.uk/newdesign/PressRelease.asp?lsection=344&printfriendly=true&id=SX3D24-A7846A16&ccat=344)

[www.communities.gov.uk/index.asp?id=1512099](http://www.communities.gov.uk/index.asp?id=1512099)

【欧州の都市の現状報告と EU 改革条約 - EU 関連の話題】 英国

「欧州における都市の現状」

欧州連合 (EU) の欧州委員会地域政策総局は 7 月 26 日、報告書「欧州の都市の現状 (The State of European Cities)」を発表した。これは、1996 年から 2001 年までのデータに基づき、2004 年に同局と EU の統計局「ユーロスタット」が発表した「都市調査 (Urban Audit)」を更に発展させ、EU 内 258 都市の生活の質について統計をまとめたものである。

報告書は、下記の 4 つの問いを掲げた。

- 1) 欧州の都市における人口増加および人口増加の停滞のパターンは現在どのようなものか。
- 2) 都市は、経済的競争性、経済成長、雇用にどの程度貢献しているか。
- 3) 都市生活に固有な点は何か。
- 4) 都市はその将来を形成についてどのような権限を持っているか。

提供されたデータに基づき、報告書は下記のように結論付けた。

- 1) 都市は経済成長の源泉である。人口 100 万人以上の都市における地域内総生産の平均は EU 全体の平均を 25% 上回り、かつそれぞれの国の国内総生産を 40% 上回っている。
- 2) 雇用面では、欧州の全ての都市において矛盾が見受けられる。都市には雇用が集中しているが、住民は必ずしも豊富な雇用機会の恩恵を受けていない。
- 3) 失業率が最も高いのは貧困地区である。
- 4) サービス業は、他のどの産業よりも遥かに多くの雇用を提供している。ロンドン、パリ、ベルリン、マドリード、ローマでは、サービス業の雇用は全雇用の 80~90% を占める。
- 5) 都市の住民は、他の地域の住民より教育程度が遥かに高い。

報告書はまた、都市間で一人当たりの居住面積に大きな開きがあることも指摘している。

報告書は、「北欧空間開発センター(NORDREGIO)」とコンサルタント会社「ユーロフューチャーズ(Eurofutures)」の協力のもと、リサーチ・コンサルタント会社「エコテック(ECOTEC)」が作成している<sup>20</sup>。

## EU 改革条約

欧州理事会は6月23日、欧州憲法に代わるEUの基本条約として構想されている「改革条約」の草案について合意に達した。同条約には、EU条約で初めて、地方および地域の自治政府の原則を明確に認める条項が含まれている。

欧州憲法は、2004年10月29日、EU加盟国及び加盟候補国の首脳が署名して締結されたが、フランス及びオランダの国民投票で批准が否決されたことを受け、批准の無期限延期が欧州理事会で合意されていた。「改革条約」は、「憲法」という名称を避けることによって、加盟国に批准の国民投票を義務付けることなく、多くのEU法、EU条約の体系化を再び行う試みであると受け止められている。

地方自治について、「改革条約」には以下のような条項が含まれている。

- ・ 「補完性(subsidiarity)」の定義を、地方、地域レベルの行政単位も含むよう拡大する。これは、地方または地域レベルで対処することが適切な場合は、EUは当該の問題に関与しないことを意味する。現在、「補完性の原則」は、EUと国との関係のみに適用されると考えられている<sup>21</sup>。
- ・ EUは、地方自治体、地域政府、およびそれらの関連組織と、EU法についてより効果的に協議すべきである。協議すべき議題には、「新たに制定されるEU法では常に、地方自治体に対する財政的及び事務的負担を最小限に留める」ことを欧州委員会に課す新法も含む。
- ・ EUの目的は、経済的・社会的融合に加え、地域的な融合も含むものとする。これは、国のみならず、地域や市でも、EU法及びEUの政策による影響により大きな焦点が当てられることを意味する。
- ・ EUの地域委員会は、補完性の原則が守られなかったり、同委に関係する事項について協議を受ける権利が尊重されていないと判断する場合、欧州司法裁判所に提訴できる権限を初めて与えられる。

---

<sup>20</sup> これらの報告書作成委託先は入札によって選定された。

<sup>21</sup> 補完性の原則(the principle of subsidiarity)とは、下部の行政機関、システムにできるだけ多くの決定権を委譲し、上位レベルの機関の権限は、下位レベルの権限を補完するだけに留めるべきであるとする考え方。EU統合を合意したマーストリヒト条約で規定された。

「改革条約」草案は現在、6月にブリュッセルで開催された欧州理事会が設置した「政府間会議」で協議にかけている。

(参考)

[http://www.eurocities.org/main.php?content=content/news/all\\_news.php](http://www.eurocities.org/main.php?content=content/news/all_news.php)

[http://ec.europa.eu/regional\\_policy/themes/urban/audit/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/regional_policy/themes/urban/audit/index_en.htm)

[http://www.ccre.org/communiqués\\_de\\_presse\\_detail\\_en.htm?ID=204](http://www.ccre.org/communiqués_de_presse_detail_en.htm?ID=204)

【州の州憲法裁判所が州政府の進める自治体再編を憲法違反と判決】 ドイツ

メクレンブルク・フォアポンメルン州憲法裁判所は7月26日、州議会が2006年4月に可決した地方自治体の構造改革を含む行政改革法が州憲法に違反する旨の判断を下した。ドイツのほとんどの州には憲法または憲法に相当する法律が存在するし、憲法裁判所も存在するが、シュレスウィヒ・ホルシュタイン州のみ、憲法裁判所が存在していない。国全体の最高裁判所はカールスルーエにある連邦憲法裁判所である。メクレンブルク・フォアポンメルン州の今回の訴訟は、2006年の行政改革法の下で合併が予想された11郡と州議会の元議員24人が起こしていたものである。

メクレンブルク・フォアポンメルン州は、旧東ドイツに属する地域でバルト海に面する北部の州である。2万3,171平方キロに176万人の人口であり、人口密度は1ヘクタール当たり77人とドイツで最も低い。美しい風景で有名なリュウゲン島とメクレンブルク湖水地方もあり、観光地としての開発がある程度進んでいるが、統一後には問題も多くなった。そのひとつは人口減少である。1990年1月1日と2003年12月31日の間、人口の11%に相当する21万5,000人が減少した。今のところこの傾向に歯止めをかけることができても、完全に止めることができる見込みはないのが現状であり、メクレンブルク・フォアポンメルン州にとって、人口が減少する市町村と人口の高齢化に対する対策が緊急の課題となっている。

このため、州政府は数多くの大規模な改革プログラムを打ち出しており、中でも、州行政及び地方自治体行政における行政の縮小が大きな目玉である。2006年の行政改革法はまさにその目的に資するため、現在の12郡と6つの郡独立市を5つの広域郡に統合することを予定していた。これに対して郡の合併と郡独立市の格下げについては当初から反対が強く、州政府は頻繁に説明や協議を行ってきたが、反対運動が続き、州憲法裁判所の訴訟に行き着くこととなったものである。

裁判所の判決は、2006年の行政改革法が憲法違反である理由として、今回予定された合併は郡の地方自治権を侵害しており、市民が民主主義に参加するため地理的均整の原則(Prinzip der Überschaubarkeit)を尊重しなければならないという点を挙げた。基本的には、地方自治体の再編を含む構造改革自体は可能ではあるが、その再編過程において、人々が地方民主主義に参加できる条件を守らなければならないというもの

である。有権者が、郡議会とその委員会の会議が開催される場所にアクセスできることは参加の基本条件とされている。つまり、改革により郡の面積が広くなりすぎると、地理的均整の原則に違反するというものである。今回の改革では、連邦州の一つであるザールランド州の何倍もの広さとなることが想定されていたが、これは市民の民主主義への参加を不可能にするため、州憲法違法であるということとなるのである。

郡を代表するドイツ郡会議は以前から州政府の大胆な改革に反対する郡の立場を支持しており、この判決を歓迎した。ドイツ郡会議の代表者は、「この判決は、州政府は郡の自治権に配慮する必要がある、好き勝手に再編することができないという根拠となるものであり、これはメクレンブルク・フォアポンメルン州だけでなく、他州への影響も大きいものと考えられる」と述べている。

なお、シュレスウィヒ・ホルシュタイン州とザクセン・アンハルト州においても地方自治体の構造改革が予定されているが、その行方は不透明である。

ドイツのいくつかの州は、高齢化を含む人口構造の変化に関する問題、そして経済の衰退という問題を抱えており、これらに取り組むためには、行政構造改革自体は不可欠である。しかし、メクレンブルク・フォアポンメルン州の例が示すように、こうした改革は民主主義の諸原則と対立する可能性があり、解決策が見出されるのか現在のところ不透明である。

(参照)

Deutscher Landkreistag im Internet, Pressemitteilung 26. Juli 2007, „Scheitern der Kreisgebietsreform in Mecklenburg-Vorpommern hat bundesweite Auswirkungen“

<http://www.kreise.de/landkreistag/start/>

【ベルリン都市州とブランデンブルク州が統合を目指して協力関係を強化】 ドイツ

東西ドイツ統一を受けて東ドイツの連邦州が誕生した時点から、現在の 16 連邦州の統合・再編の議論が存在するが、統一後 17 年を経ても、実行には至っていない。特にベルリン、ハンブルクとブレーメンの都市州は改革議論の対象となっているが、他の広域州も歴史的な理由や最近の人口・経済状況の推移を背景に、主として人口密度が低い州について、議論がある。

特に注目を集めているのはベルリン都市州とブランデンブルク州である。ベルリンは人口が 340 万人、面積が 891 平方キロで、ドイツにおいて最も大きい都市である。統一直後には人口が一時増加し、90 年代半ばからは逆に人口が郊外に流出し始めたため減少傾向にあったが、2000 年あたりからはほぼ現在のレベルに落ち着いている。ブランデンブルク州は、このベルリン市を取り囲む人口 250 万人、面積約 2 万 9,000 平方キロの広域州である。特にベルリンに隣接する地域の中には、繁栄しているところもあり、州首都でベルリンの隣にあるポツダム市とその周辺には、160 企業が集まり

約 3,200 人を直接雇用するドイツ最大のバイオテクノロジー産業クラスターがある。しかし、ブランデンブルク州の遠隔地域は、他の東ドイツ広域州にも見られる経済的衰退に伴う人口減少と高失業、及びそれに関連する問題に悩まされている。

統一直後から、ベルリン都市州とブランデンブルク州については、その統合を図り、両地域の将来的な発展を確保するのが最も望ましいとされていた。ベルリンが正式な都市州になってから歴史が浅く、壁があった期間中には西ベルリンは特別なステータスをもっていたのに対して、東ベルリンは東ドイツの首都として機能していた。このため、ハンブルク都市州とブレーメン都市州と比べて、ベルリン市民は都市州としてのステータスがあるかないかにはそれほど興味がないという分析が当時は一般的であった。連邦憲法が州の変更・合併の場合に求めている両州の合併の是非を問う住民投票が 1996 年に実施され、ベルリンでは投票を行った有権者の多数は賛成したものの、ブランデンブルク州の有権者の多くはこれに反対した。しかし、ブランデンブルク州内の投票率が 25% 以下であったため、住民投票は無効となった。

ブランデンブルクの住民は、ベルリン都市州が抱えている多額の財政赤字を懸念しており、またベルリン都市州の人口の多さのため、ブランデンブルクのアイデンティティーが消滅するのを恐れているというのが反対投票の大きな理由となっているようであった。

無効となった住民投票の後、両州の政府は、しばらくは行政当局間の協力を続けながら、合併へ向け 10 年ほど後にもう一回投票を行い、再度 2009 年に本格的な合併を目指すことにした。しかし、住民の考え方が当時と大きく変化しなかったため、2006 年の投票は放棄され、合併への道は遠のいている。

合併の実現が当面見送られても、あらゆる分野での協力や個別の機能の統合は進んでいる。両州の統計局はすでに 2005 年から統合され、州間契約により行政裁判所などが 2006 年に統合された。公共テレビ・ラジオ局である RBB (ベルリン・ブランデンブルク放送局) はすでに 2003 年に合併が済んでいる。これらに加え、戦略的地域計画や交通政策を含む都市計画の分野も、共同で行うようになっている。

EU に対しても、ベルリン・ブランデンブルク首都地方 (Hauptstadtregion Berlin-Brandenburg) として、EU 政策や EU 加盟国内の地方が受給できる補助金確保のため、共同の活動が続けられている。この地方名を使って、企業誘致や観光宣伝のためのマーケティングも行われている。

最新の政策としては、2007 年 8 月にベルリン・ブランデンブルク首都地方の公式デザインとウェブ・サイトが公開された。これらを使って、両州の協力政策や合併機関の活動について情報提供を行うことができるようになる。これにより、両者の協力のイメージを広く普及することとなる。

住民の賛成がなくても、あらゆる分野での協力と機関の合併が進んでいるが、正式な合併が本当に実現するかにはまた疑問の余地がある。

( 参照 )

Offizielle Webpage Berlin-Brandenburg;

<http://www.berlin-brandenburg.de/politik-verwaltung/dokumente/index.html>

Senatskanzlei Berlin Pressemitteilung 7.8.2007, "Hauptstadtregion

Berlin-Brandenburg: gemeinsames Erscheinungsbild in der Öffentlichkeit";

<http://www.berlin.de/landespressestelle/archiv/2007/08/07/83059/index.html>

Land Brandenburg im Internet, Pressemitteilung 13.12.2005, "Weitere Intensivierung der Zusammenarbeit der Länder Berlin und Brandenburg"

<http://www.stk.brandenburg.de/cms/detail.php?gsid=lbm1.c.320937.de>